



足立区長定例記者会見

平成30年2月13日(火) 午後2時00分～
足立区役所 中央館8階 特別会議室

《 次 第 》

- 1 エビデンスに基づく政策立案を可能に！
- ICT戦略の推進 - 1
- 2 安全安心な住環境を確保！
- 「民泊条例」の制定を目指します - 4
- 3 鳥獣被害からまちを守ります！
- ごみ収集ボックス「とりコン」の導入 - 7
- 4 そ の 他
- 5 質 疑

【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816



エビデンスに基づく政策立案を可能に！ － ICT戦略の推進 －

近年、客観的なデータにより施策の有効性を検証する手法が注目されています。足立区では、平成27年度から「子どもの健康・生活実態調査」の分析データを子どもの生活習慣改善に活用するなど、先駆けてデータを活用した施策推進に取り組んできました。有効な施策の展開にはエビデンスが重要であり、エビデンスの信頼性、分析の専門性を確保するためには、ICTを活用した高度なデータ解析が不可欠です。足立区はICT推進を加速させエビデンスに基づく政策立案を行っていきます。

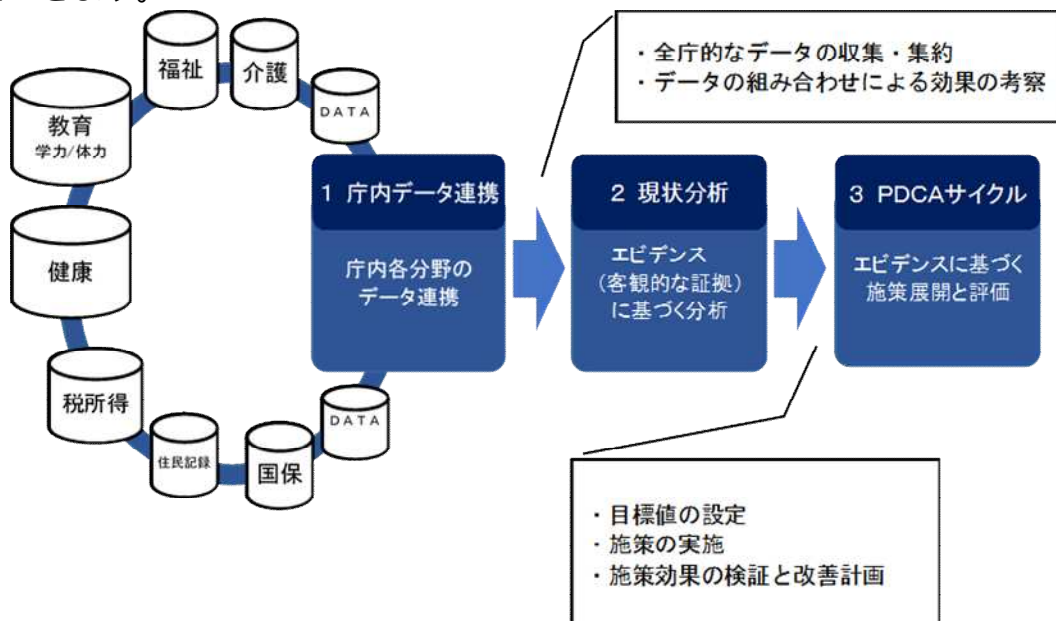
1 エビデンス・ベースの政策

エビデンス（客観的な証拠）に基づく政策管理（EBPM）（ ）への注目

EBPM：Evidence Based Policy Making の略。エビデンスを活用することで、より確かつ効率的な政策運営・行政管理を実現する手法のことです。

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（H29.5.30 閣議決定）

現在、庁内には各部門が保有する「健康」「福祉」「教育」等、数多くの業務データが存在していますが、これまでは主に各部門内でのみ使用され、庁内で広く連携されることはありませんでした。今後、各部門で断片的に管理されている多種多様なデータを横断的に活用する仕組みを整備し、エビデンス・ベースの政策を実現していきます。



2 足立区におけるこれまでの取り組み

アンケート調査や各部門で保有するデータに基づき、事業ごとに効果的な施策を推進してきました。

(1) 区民評価制度（平成17年度～）

評価事業ごとに活動指標及び成果指標を設定し、PDCAサイクルにより運用しています。

(2) 自殺対策（平成20年度～）

平成20年10月に「こころといのちの相談支援事業」を開始し、実態を数値で掴み、ターゲットを定めて、効果的な対策を打つことで、自殺者数減となりました。

(3) 子どもの健康・生活実態調査（平成27年度～）

子どもの健康課題である虫歯や肥満予防を効果的に進めるために、できる限り正確に子どもの健康や生活の実態を把握できるよう、一学年全体を対象とした経年の悉皆調査を実施しました。結果は媒介分析等を行い、具体的な取り組みに活用しています。

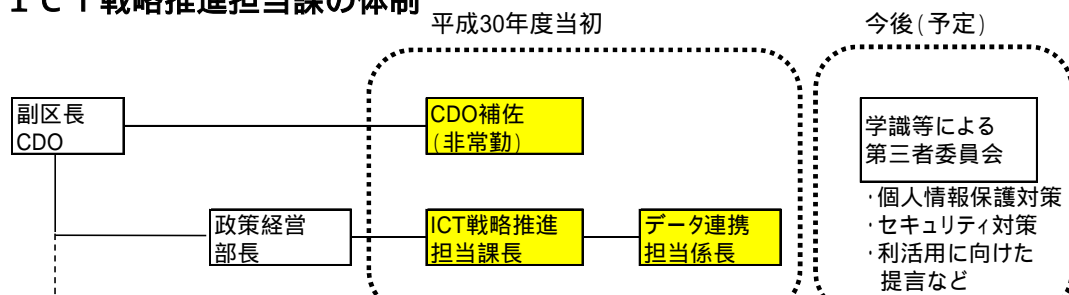
3 足立区における課題

政策立案にあたっては、各部門で保有するデータのみならず、庁内で保有する多様なデータを連携して活用することでより効果的な施策を実施していくため、次の課題を解決する必要があります。

- ・ 庁内にどのようなデータが存在するのか全貌が分からない。
- ・ 各部門がそれぞれデータを管理しており、利用する仕組みやルールが統一されていない。
- ・ 高度なデータ分析技術を持った職員がいない。

4 ICT戦略推進担当課の新設

(1) ICT戦略推進担当課の体制



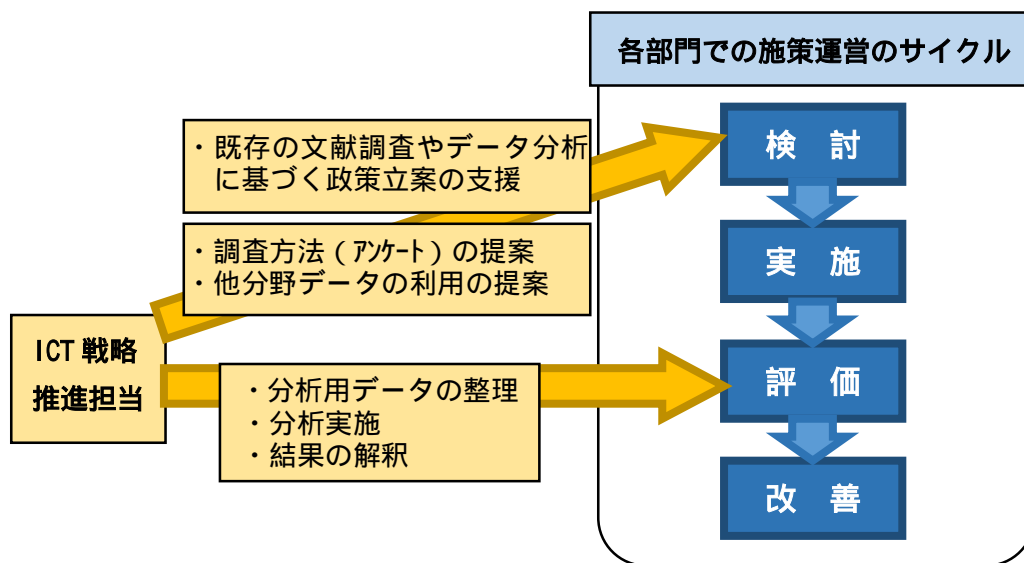
CDO補佐：多種多様な情報の中から利活用できる情報を取捨選択して一定の指針を示しサポートやアドバイスを行う。

(CDOは「Chief Data Officer(データ統括責任者)」の略)

(2) ICT戦略推進担当課が主導するPDCAサイクル

多種多様な部門や分野にまたがって存在している庁内データを統括して、データの利活用を活性化させるため、平成30年度、政策経営部にICT戦略推進担当課を新設します。

ICT戦略推進担当課の統括のもと、各部門は、エビデンスに基づく、施策の現状分析、政策形成、PDCAサイクルによる評価を行い、施策の有効性を検証し、そこで得られた結果を考慮しながら政策を立案します。



【問合せ先】

政策経営部 政策経営課長 中村 明慶 電話(3880)5811



安全安心な住環境を確保！ － 「民泊条例」の制定を目指します －

民泊の現状

宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる住宅宿泊事業(いわゆる「民泊」)に関して、平成30年6月15日に住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行されます。

訪日外国人客の約8人に1人、加えて日本人の利用も見込まれる民泊は、不特定多数の利用者による騒音やごみの出し方の問題など、様々なトラブルを引き起こす一因になるおそれがあります。

1 足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例(案)

【ポイント】

民泊事業を行う場合、民泊事業者から**事前に周辺住民に対する説明**が必要です

住居専用地域では、**営業可能日を週末などに限定**します

届出住宅の「**届出番号**」「**所在地**」を公表します

【目的】

住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、地域経済の発展に寄与すること。

【条例に基づく事項(抜粋)】

区への事業届出の7日前までに、周辺住民に対して書面による説明が必要です。周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、ごみ(事業系廃棄物)は法令に従い適正な処理が必要です。

民泊事業者が住宅の周辺の住民に対応した場合には、苦情や対応内容等を記録し、3年間保存・活用することによって適正運営を確保します。

条例で規定された曜日のみ営業できます。

住居専用地域は、月曜日の正午から金曜日の正午まで(休日の正午からその翌日の正午までを除く。)は事業の実施が不可(年末年始は別に規定)。

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | | | X | X | X | X | |
| 午後 | | X | X | X | X | | |

届出住宅の「届出番号」「所在地」に関する事項を、区ホームページに公表します。

(住居専用地域について)



足立区の住居専用地域()の割合：約34%

住居専用地域の宿泊日数(上限)：約165日

〔 宿泊可能...金曜～日曜、祝日
(12/31 正午～1/3 正午は不可) 〕

その他の地域の宿泊日数(上限)：180日

住居専用地域
第1種、第2種低層住居専用地域
第1種、第2種中高層住居専用地域

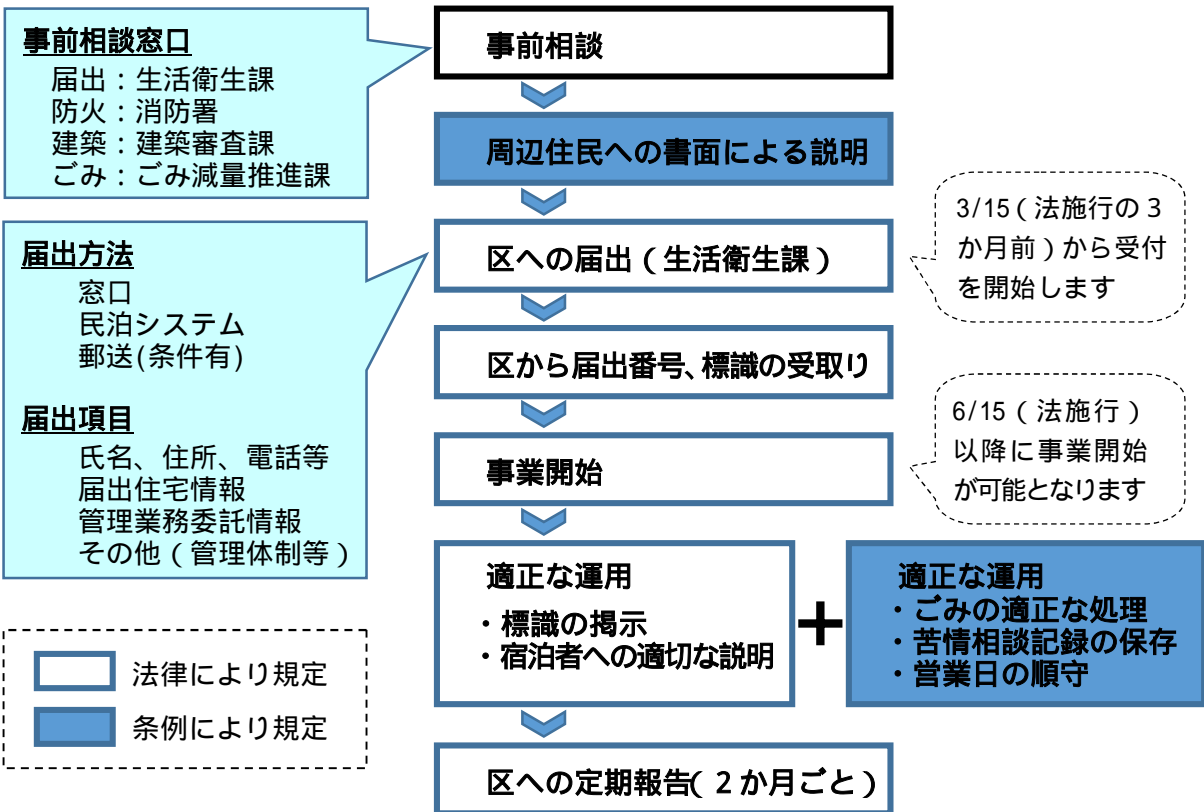
法律(住宅宿泊事業法)により定められるルールもあります。

届出住宅ごとに宿泊させた日数、宿泊者数等の定期報告(2か月に1回)が必要です。

届出住宅の門扉、玄関等に届出番号と届出年月日などを記入した標識の掲示が必要です。

騒音やごみ処理について、宿泊者への適切な説明が必要です。

2 事業者が行う手続き



3 民泊にかかる庁内体制の整備

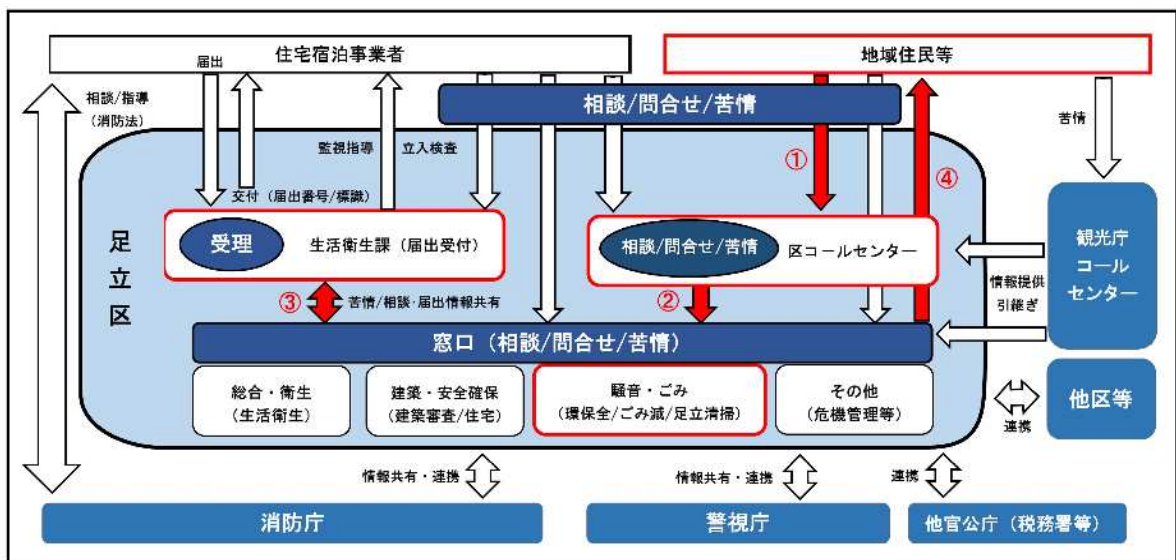
(1) 生活衛生課の職員配置

届出受付・監督指導を担当する生活衛生課に、新たに3名の職員を配置し、円滑かつ適正な実施体制を確保します。

(2) 関係機関との連携・連絡体制の構築

様々な相談や苦情に確実に対応するため、区役所内の各課及び関係機関との連携・連絡体制を構築します。

< 住宅宿泊事業に係る庁内体制のイメージ図 >



■部分は「騒音・ごみ」の相談ルート例【区民 → コールセンター → 環境部 ↔ 生活衛生課 / 環境部 → 区民】
 (相談) (引継) (情報共有) (報告)

4 今後の予定

- 平成30年2月 区議会第1回定例会に条例案を上程
(3月15日までに議決予定)
- 平成30年3月15日 住宅宿泊事業 事前届出受付開始
(法律施行の3か月前から)
- 平成30年6月15日 住宅宿泊事業法 施行

【問合せ先】

衛生部 足立保健所 生活衛生課 佐久間 浩 電話(3880)5366

鳥獣被害からまちを守ります！ - ごみ収集ボックス「とりコン」の導入 -

背景

ごみ集積所でのカラスによる被害が後を絶ちません。これまで防鳥ネットに加え、防鳥テープや防鳥タワシなどで対策を行ってききましたが、カラスが慣れてしまうため効果が持続していません。

まちの生活環境を守るためには、継続的なカラス対策が必要です。

*区内のごみ集積所 25,845 か所のうち、少なくとも 1,300 か所（約 5%）でカラス被害が発生しています（平成 29 年度の推計）



カラス被害にあったごみ集積所



ブルーシート及び防鳥テープを設置

概要

カラスによるごみの散乱を防止するために、カラスには開けることができない新たなごみ収集ボックス「とりコン」を試験導入します。モデル地区での効果を検証しながら、さらなるカラス対策を進めていきます。

特長

カラスは自力で蓋を開けることができません（堅牢性）
使用後はコンパクトにたためます（省スペース）
長期間にわたり使用できません（耐久性）

1 設置イメージ

折りたたみ式ごみ収集ボックス「とりコン1号（大型）」「とりコン2号（小型）」

〔寸法・対象〕

1号：60cm×60cm×180cm

12世帯（目安）

2号：60cm×60cm×120cm

8世帯（目安）

〔形状〕

緑色のボックス型

メッシュ状（5mm×5mm）



「とりコン1号」の設置（イメージ）

2 運用方法

(1) モデル導入地区

カラス被害が発生している地区を対象として設置します。

2月中旬以降に、伊興、東伊興地区で10か所程度の設置を予定しています。

(2) 使用方法

形式が異なるだけで、使い方は従来の「防鳥ネット」とほぼ同様です。

(3) 管理方法

ごみ集積所ごとに、その集積所を使用する区民のみなさまが管理します。

使用時以外は、ごみ収集ボックス「とりコン」をたたみ、通行の妨げにならないように片付けます。

3 今後の展開

(1) モデル導入地区での検証

ごみ収集ボックス「とりコン」設置後のカラス被害状況を検証します。

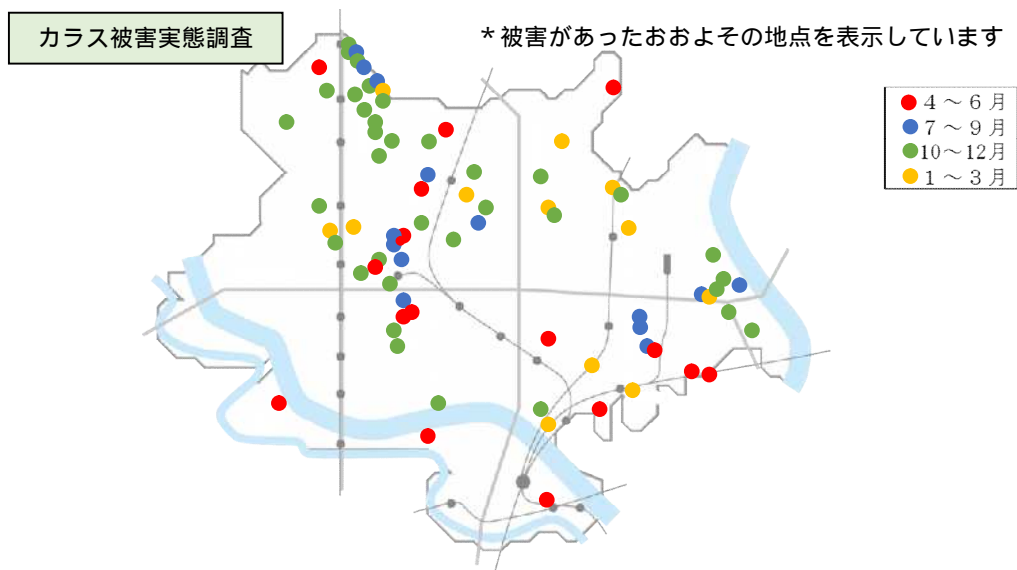
(2) 今後の導入計画

平成30年度は区内全域を対象に300か所程度の設置を目指して行きます。

平成31年度以降は、30年度に設置した状況を分析し、10年で3,000か所の設置を図ります。

(3) カラス被害状況調査マップ

平成28年から苦情等で寄せられた被害箇所のデータマップを作成しており、今後の区内全域での対策に役立てていきます。



【問合せ先】

環境部 足立清掃事務所長 篠木 頼光 電話(3853)2142